

平成19年10月15日
住友生命保険相互会社

業界初!

がん 長期サポート特約

新発売

住友生命保険相互会社（社長 佐藤 義雄）は、平成19年10月29日より「**がん長期サポート特約**」を発売いたします。

本商品は、「**がんの治療が長期にわたることで経済的に困窮するリスク**」に備えるための**収入保障**を提供することをコンセプトとして開発いたしました。平成19年4月に発売した「**先進医療特約**」、「**がん保障保険料払込免除特約**」など、これまでに販売している商品とあわせて、「**治るがんから長期にわたるがんまで**」の総合的ながん保障の提供が可能となります。

なお、本商品の開発に際しましては、適切な支払管理態勢の構築が最重要課題であるとの認識を持ち、支払管理部会を立ち上げて部門横断的に検討を行い、既存商品の支払管理態勢強化とあわせて万全を期しておりますので、申し添えます。

ポイント

- ◇がんで治癒が見込めないと診断された場合に、余命に関わらず最高3000万円までの範囲で死亡保険金を前払請求することができます。
- ◇この特約の保険料は無料（※1）です。また、ご加入に際しての危険選択も不要です。
このため、当社にご加入のお客さま（※2）であれば、健康状態によらず、保険料の追加負担なしで本特約を中途付加していただくことができ、即時お支払いすることも可能です。

（※1）本特約を付加する際には保険料は無料ですが、がん長期サポート保険金を請求される際には、ご請求額から所定の金額（ご請求額に対応する3年分の利息および保険料相当額）を差し引いてお支払いします。

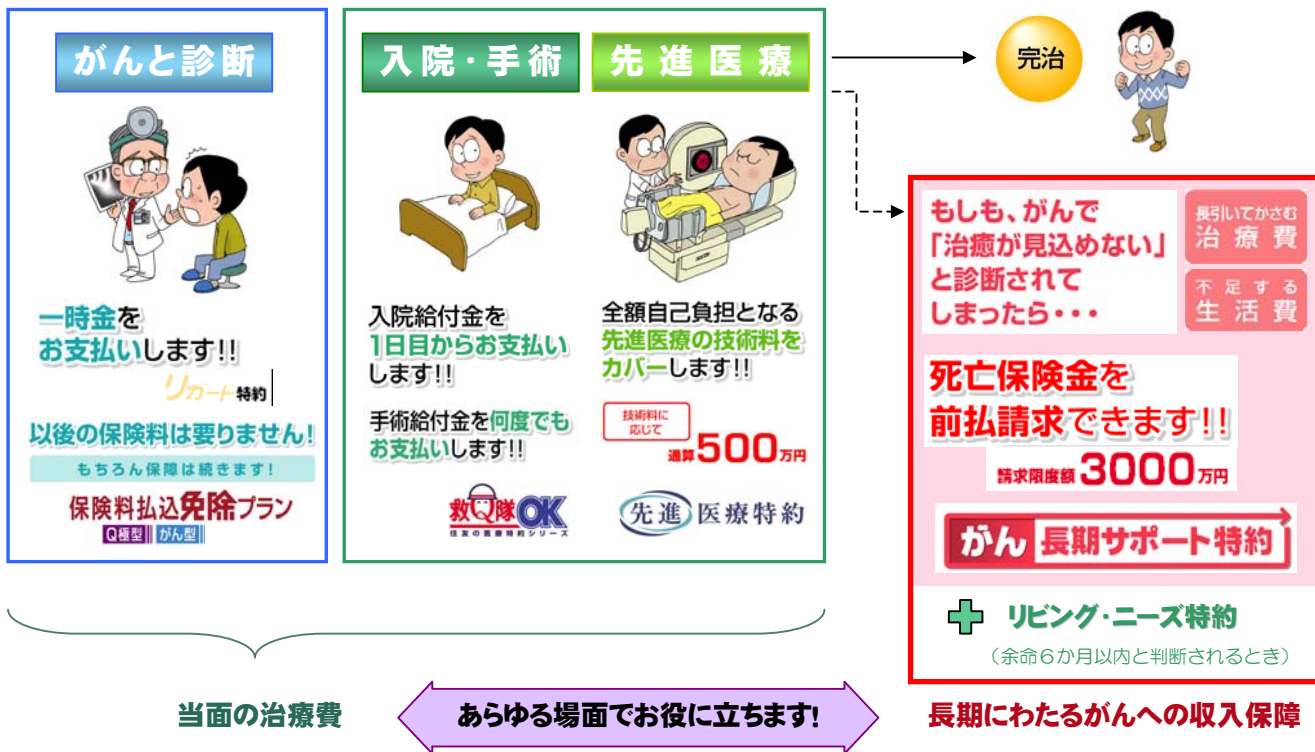
（※2）所定の保険種類に限ります。
- ◇本商品の発売により、既存商品とあわせて「**治るがんから長期にわたるがんまで**」の総合的ながん保障をご準備いただけるようになります。

1. 「総合的ながん保障」の提供

当社では、お客さまニーズの変化に応じ「介護」「医療」「がん」等の生前給付保障を中心とした商品開発を行ってまいりました。

これらの従来から販売している商品に「がん長期サポート特約」が加わることで、「治るがんから長期にわたるがんまで」の総合的ながん保障の提供が可能となります。

具体的には、がんと診断されたときや、入院・手術・先進医療などの治療を受けたときに、当面の治療費用としてご活用いただける保障（診断から完治にいたるまでの保障）に加えて、がんで治癒が見込めないと診断された場合の経済的な負担に備えるための保障（収入保障）をご準備いただけるようになります。



2. 「がん長期サポート特約」の発売

a. 開発の背景

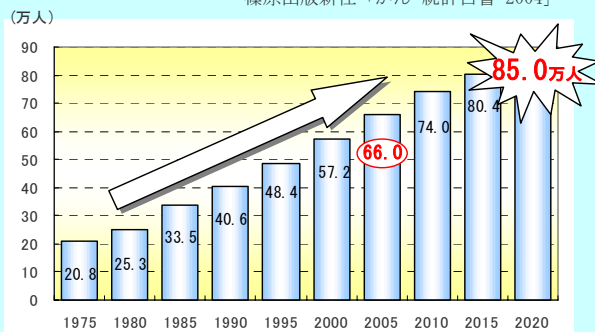
がんに罹る患者は年々増加しており、年間56.8万人（2001年）に上ります。今後も、がん罹患者は増加していくことが予想されており、2020年には新規罹患者は約85万人にのぼると予測されています（図-41）。

がんに罹っても、早期に発見された場合は標準的な治療法が確立され、治る時代になってきました。

胃がんⅠ期の5年生存率は98.7%、乳がんⅠ期は98.5%となっています（図-42）。

（図-41）がんになる人の推移・将来推計

篠原出版新社「がん・統計白書 2004」

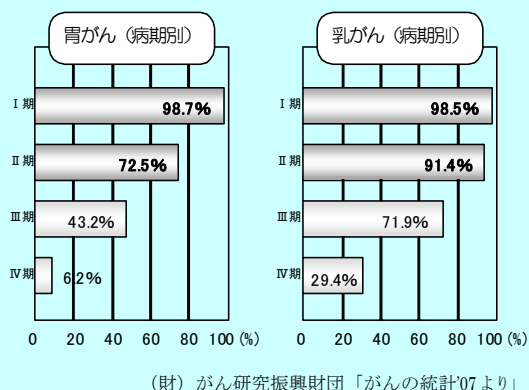


一生のうちでがんになる確率は、
 男性の場合は「約2人に1人」
 女性の場合は「約3人に1人」と言われています

（財）厚生統計協会「厚生指標」第52巻 日本におけるがん生涯リスク評価

一方で、がんが進行した状態で発見された場合や、がんが再発・転移した場合などでは、治療が効かないケースも多く、治すことが難しいとされています。がんに罹った場合、治療費の支出に加え、収入が減少するリスクも高く（図-43）、患者にとっての経済的な負担は計り知れないものとなります。

（図-42）部位別・病期別5年生存率



（図-43）がんと診断された時点で就業していた方の現況

厚生労働省研究班（主任研究者 山口 建）：「がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査報告書 概要版」、本文P11、2004

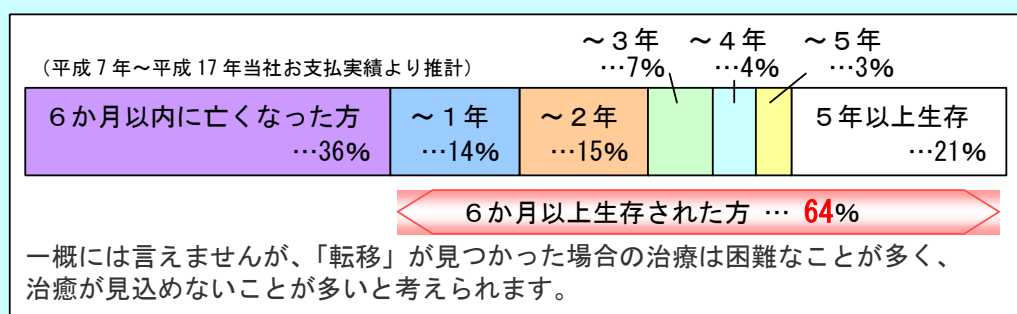
お勤めの方		自営等	
	割合		割合
現在も勤務している	47.6%	現在も営業中である	68.0%
休職中である	8.7%	休業中である	7.7%
依願退職した	30.5%	従事していない	5.7%
解雇された	4.2%	廃業した	13.2%
その他	9.0%	代替わりした	4.0%
		その他	1.4%

（がんが直接の原因かどうかは特定できないが）約3人に1人の割合で、がん罹患が職業の継続に影響を与えていると推測されます

当社では、これまで、余命6か月以内と判断される場合に死亡保険金を前払いするリビング・ニーズ特約を提供してきましたが、6か月以上の長期にわたり、がんと闘病・共存されるケースはカバーしきれていませんでした（図-44）。また、余命告知の問題から活用されにくい側面があるという課題もありました。

そこで、今般、リビング・ニーズ特約よりも更に早い段階で、かつ、余命に関わらず死亡保険金を前払いすることができる「がん長期サポート特約」を発売いたします。末期状態になる前に保険金を受取ることができるため、これまで以上に保険金を有効に活用していただけるのではないかと考えております。

（図-44）がん転移患者の生存期間



b. 商品内容

①「がんで治癒が見込めない状態」に該当すると診断された場合に、死亡保険金の全部または一部に対応する金額をお支払いします。

従来商品（リビング・ニーズ特約）は、余命6か月以内と判断される場合にお支払いしていましたが、がん長期サポート保険金は余命を問わずお支払いします。

②この特約の保険料は無料です（※）。

（※）本特約を付加する際には保険料は無料ですが、がん長期サポート保険金を請求される際には、ご請求額から所定の金額（ご請求額に対応する3年分の利息および保険料相当額）を差し引いてお支払いします。

必要に応じて必要な金額を請求でき、生活費（収入減少の補填）や自由診療（公的医療保険対象外）等の最新の治療を受ける費用などにご活用いただけます！

がん長期サポート保険金

お支払理由	被保険者が悪性新生物（がん）に罹患し、治癒が見込めない所定の状態 ^{※1} に該当すると医師によって診断されたとき 〔上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。〕
お支払金額	請求時点の所定の限度額(3000万円 ^{※2})および基準となる死亡保険金額の範囲内で特約基準保険金額 ^{※3} を指定いただき、この金額から、対応する3年分の利息および保険料相当額を差し引いた金額。

※1 悪性新生物の治癒または病状の好転を目的とした治療（公的医療保険の対象となる療養）に関し、次のいずれかに該当すると医師によって診断されていること

イ. 一連の治療を受けたが、効果がなかった

ロ. 治療に伴う身体的負担に被保険者が耐えられないために、一連の治療を受けられず、かつ、以後受けられるようになる見込みもない

ハ. 医学的に有効と認められる治療がない（悪性新生物の増殖速度が遅い等の事情により、当面治療の必要性が小さい場合を除く）

※2 この限度額は、将来変更することがあります。

※3 保険期間満了（定期保険特約等が更新される場合は、最後の更新後の保険期間の満了）までの期間が5年以内の場合は、特約基準保険金額の対象とはなりません。

（イ. 補足）

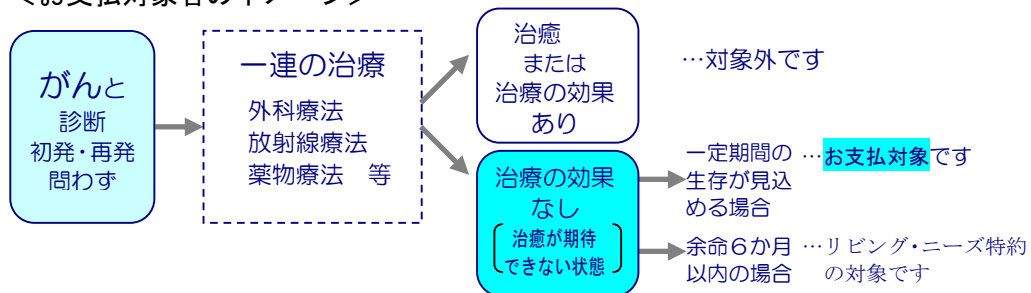
・「一連の治療を受けた」とは、医師が悪性新生物に対して医学的に有効と認めたと通りの治療をすべて受けたことをいいます。

・「効果がなかった」とは、一連の治療による腫瘍縮小効果が認められなかったことをいいます。（腫瘍縮小効果以外の、他の評価方法でも効果が無かったと判断できる場合は、その評価方法を認めることがあります。）

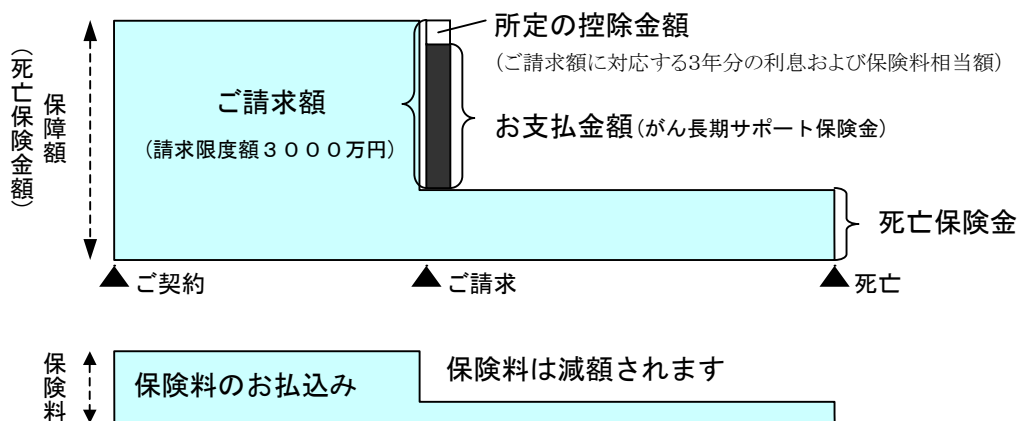
（ロ. 補足）

・一連の治療さえ受けることができない身体状態の患者を支払対象とするための救済規定です。

＜お支払対象者のイメージ＞



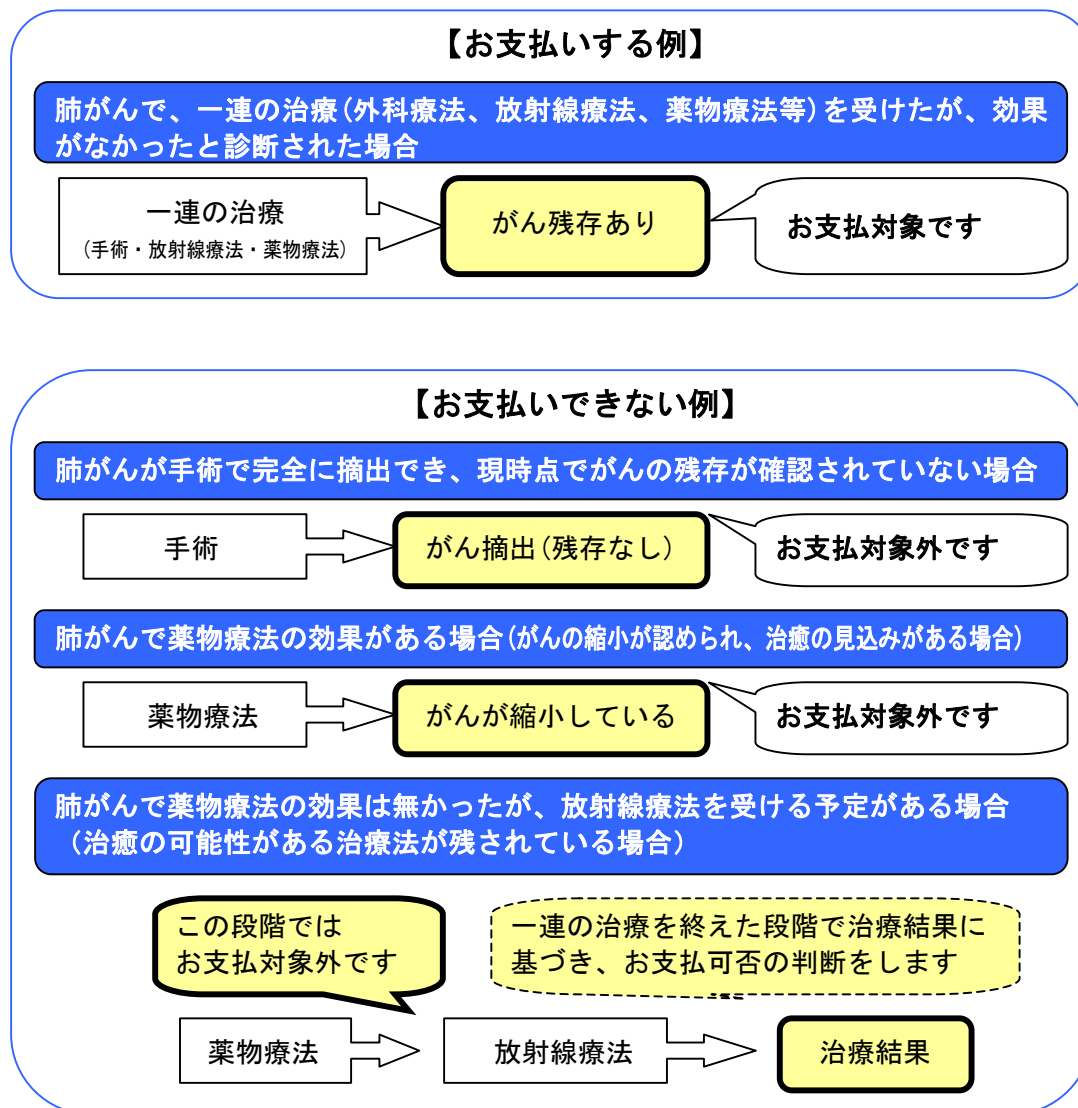
＜お支払金額（がん長期サポート保険金額）について＞



【お受取金額の例】

特約基準保険金額（ご請求額）1000万円、予定利率1.65%
 特約基準保険金額に対応する月払い保険料10,000円 の場合
 控除金額 830,390円
 (内訳) 3年分の利息 479,103円
 3年分の保険料相当額 351,287円
 がん長期サポート保険金9,169,610円をお受け取りいただけます。

c. お支払い事例



d. 既契約への対応

当社にご加入いただいているお客さま(※1)につきましては、指定代理請求特約、リビング・ニーズ特約とあわせて、がん長期サポート特約も平成19年10月29日以降、「健康状態に関わらず」「保険料無料(※2)」で中途付加いただけます。また、既にお支払理由に該当されている場合は、本特約の中途付加後、即時がん長期サポート保険金をお支払いすることも可能です。

(※1) 対象となる保険種類

ライブワン、終身保険、千客万頼、Qパック(重度慢性疾患保障保険特約等が付加されている場合に限る)
一病息災、個人年金(定期保険特約等が付加されている場合に限る)

(※2) 本特約を付加する際には保険料は無料ですが、がん長期サポート保険金を請求される際には、ご請求額から所定の金額(ご請求額に対応する3年分の利息および保険料相当額)を差し引いてお支払いします。

e. 支払管理態勢について

(1) がん長期サポート保険金の請求案内勧奨

お客さまにがん長期サポート特約をご理解頂き、必要なときにご請求いただけるよう、ご契約時、ご契約後、入院給付等の他給付請求時、のいずれの場面においても適切な対応を図るなど、請求案内勧奨には万全を期しております。

◇ご契約時

ご契約時においては、商品内容を正しく理解していただくため、契約概要・がん長期サポート特約の「専用チラシ」を用意し、お支払できる場合・できない場合を例示することで、お支払理由の具体的なイメージをもっていただけるようにしております。加えて、お支払理由を記載した「死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック」をお客さまに配布いたします。

あわせて、速やかな請求手続きをサポートするため、指定代理請求特約を原則付加いただきます。

◇ご契約後

ご契約後については、毎年ご案内している「安心だより」に商品内容を記載し、定期的にご加入の保障内容(がん長期サポート特約含む)を再確認できる対応を行います。

また、ご契約時に配布している「死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック」を参照いただくことで、常に保険金・給付金のお支払理由を確認することができます。

◇入院給付等の他給付請求時

他給付請求時には、適切な請求案内を可能とするお客さま単位での「案内システム」により、がん長期サポート保険金を含む他の給付内容の確認を促す請求案内を行うことで、上記ガイドブックとあわせてお客さまの請求漏れの発生を防止する対応を行います。

更に、一定の条件を満たす場合には、本特約の説明チラシを送付するなどの対応を行います。

(2) がん長期サポート保険金の請求申出～支払事務

お客さまからがん長期サポート保険金の請求を受けた場合、以下の視点に基づき、請求申出時から請求案内時、支払査定まで正確かつ迅速にお支払いが実施できる事務フローを構築しており、万全を期しております。

①請求案内漏れの防止 ②お客さまあて説明責任の強化

③支払査定の明確化(診断書の工夫による支払要件の具体化)

